

平成25年度第2回北海道私立学校審議会議事録

- 1 日 時 平成25年11月6日(水) 13:30~14:30
- 2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室
- 3 委員定数 15名
- 4 出席委員 11名
(伊藤会長、山崎委員、三浦委員、杉原委員、鈴木委員、栗原委員、
吉田委員、高野委員、黒坂委員、小泉委員、藤田委員)
- 5 傍聴者 2名
- 6 議 題
- (1) 報告事項
- ア 平成25年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について
- イ 第68回全国私立学校審議会連合会総会について
- ウ 前回答申の処理状況について
- (2) 諮問事項の審議
- 私立中学校の設置認可について (1件)
- 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について (1件)
- 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更計画について (12件)
- 私立幼稚園に係る廃止認可について (3件)
- (3) その他

7 議事の経過及びその結果

会長から、審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨の宣言後、三浦委員、小泉委員を議事録署名人に指名した。

はじめに、資料1-①及び②に基づき「平成25年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会」及び「第68回全国私立学校審議会連合会総会」について出席した委員から報告が行われた後、前回答申の処理状況について資料2に基づき事務局から説明し、その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立中学校の設置認可について

「星槎もみじ中学校の設置認可(諮問番号第1157号(1))」について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

この案件は、学校法人国際学園が、不登校の生徒や特別な教育的支援を必要とする生徒などを受け入れるための中学校を平成26年4月1日から設置しようとするものであり、その概要につきましては、本年2月12日開催の平成24年度第3回私立学校審議会において御報告申し上げたところです。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

1の名称については「星槎もみじ中学校」とし、2の学校の位置は「札幌市厚別区もみじ台北5丁目12番地」で、札幌市の旧もみじ台小学校の施設を活用します。

6の設置時期については、平成26年4月1日であり、7の収容定員は1学級当たり30人、1学年では3学級90人、3学年合計で270人となっております。

8の教職員組織についてですが、開設年度である平成26年度において、校長、教頭、教諭などをあわせ、専任教職員が13人と基準を満たしているほか、3学年がそろいます平成28年度には16人に増員することとしております。なお、兼任教職員については記載のとおりであります。

9の校地についてですが、運動場面積は、7,306㎡と基準を満たしております。なお、通信制課程の星槎国際高校札幌学習センターと共用になりますが、中学校の教育活動を展開する上での支障はございません。

10の校舎についてですが、鉄筋コンクリート造3階建てで、5,662㎡であり、そのうち、中学校専用部分が、2,044㎡と基準を満たしているほか、高校との共用部分が2,568㎡確保されております。次に、体育館についてですが、今回、基準に適合させるために増築工事を行い、1,020.8㎡となっております。

11の校具・教具につきましては、学級数、生徒数に見合った、必要な種類、数を備えております。

12の経費及び維持方法については、生徒納付金及びその他収入をもって充てることとなっております、入学料、授業料等は記載のとおりとなっております。

最後になりますが、本件は、今回の審議会で「認可」との答申をいただいたとしても、体育館が工事中であることから、今月下旬の完成を確認した後の認可となることを申し添えます。

私からの説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【委員による現地調査】

○委員 ただいまの件につきまして、10月29日に学事課職員2名とともに現地で調査をいたしましたので、その結果を報告します。

事務局から報告がありましたとおり、施設、設備その他諸条件において、すべて適合しておりました。

体育館の工事も見せていただきましたが、ほぼ完了しておりました。これについては、事務局から報告があったとおり、完成を待って認可になるとは思いますが、特段の問題はございませんでした。

以上でございます。

【質疑応答】

○委員 この中学校は不登校の子どもを収容するということですが、不登校ということは、通学をしていない子どもです。今まで通学できなかった子どもが、この学校には通学するということになるのでしょうか。

○事務局 当学校が考えている対象生徒の中に、不登校の生徒や特別な教育的支援が必要な生徒が含まれております。人間関係など、様々な理由で不登校となった子どもを通学をさせることは、本当に難しい面があると思います。その点について学校に確認したところ、「とりあえず家を出てみる」、「次は駅まで行ってみる」など、様々なスモールステップを用意して、その「できた」ということを通して、自己充足感を高めながら指導していくとのことでした。

この学校法人は、横浜市と名古屋市に同様の子どもを対象とした学校を設置していますが、このような方法で登校できるよう指導し、成果を上げていると聞いております。

中学校ですから、学校に通うことが大前提になりますので、入学説明

会などにおいて「一人で通学できることが必要です。」と説明した上で、受験してもらうこととなります。

不登校の原因は様々あり、小学校時代の人間関係で登校できなかった子どもは、環境が変わることで通学できるようになるかもしれません。学校からは、子どもの個々の状況に応じてフォローしていくと聞いております。

○委員 要するに、生徒一人ひとりについて、不登校の要因を探って、一つ一つ要因を解消していく、こういうステップを踏んでいくということですね。

○事務局 はい。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

「駒澤大学附属苫小牧登校学校の収容定員に係る学則変更認可（諮問番号第1157号(2)）」について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の2ページをご覧ください。

この案件は、今日の少子化の進行に伴う、入学者の減少に対応するため、学校法人駒澤大学が設置している「駒澤大学附属苫小牧高等学校」の収容定員の変更に係る学則変更認可申請でございます。

変更の時期は、平成26年4月1日を予定しております。

現在設置している学科は普通科のみで、各学年300人の収容定員を20人ずつ減じ、1学年280人とし、3学年合計では900人の収容定員を840人へと、60人減じようとするものです。

基準上の問題は特にございません。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更計画について

① 「幌北幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1157号(3)）」から「ミナクル幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1157号(8)）」までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料3ページから4ページまで、幼稚園の収容定員の増に係る園則変更認可に関する諮問案件6件です。

諮問番号第1157号(3)から(8)までを一括して御説明いたします。

本件につきましては、いずれも、地域における入園希望幼児数の増加に対応するため、本年6月5日に開催されました本審議会におきまして、計画の可否について諮問し、御了承いただいたものです。

今回は、これを受けまして、各学校法人から、本申請として、収容定員に係る園則変更認可申請がありましたので、お諮りするものです。

諮問番号第1157号(3)の「幌北幼稚園」は現行の定員250名10学級を285名10学級に、(4)の「華園幼稚園」は現行の定員215名9学級を250

名9学級に、(5)の「そらいろ幼稚園」は現行の定員90名6学級を110名7学級に、(6)の「宮ノ丘幼稚園」は現行の定員155名6学級を190名6学級に、(7)の「札幌あかしゃ幼稚園」は現行の定員400名14学級を420名14学級に、次のページ、(8)の「ミナクル幼稚園」は現行の定員180名9学級を190名9学級にそれぞれ変更するものです。

なお、いずれの幼稚園も、教職員、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしており、前回審議会で御了承いただきました計画内容と変更はありません。

6園の合計でいいますと、現行定員1,290名を1,445名に変更するものであり、全体で155名の定員増となっております。

変更時期は、いずれも平成26年4月1日となっております。

以上、諮問番号第1157号(3)から(8)までを一括して説明させていただきました。

御審議、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

- ② 「菊水いちい幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1157号(9))」から「まき幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第1157号(14))」までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料5ページから6ページまで、幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可に関する諮問案件6件を一括して御説明いたします。

定員の減に関しましては、道といたしまして、毎年、恒常的に実員が定員を下回っている幼稚園を設置する法人に対し、適正定員についての検討をお願いしているところです。

各法人において検討いただいた結果、本年度は幼稚園の収容定員の減に係る園則変更認可申請が6件提出されております。

資料5ページをご覧ください。

諮問番号第1157号(9)、札幌市白石区の「菊水いちい幼稚園」は、現行定員200名から170名へと、30名の減。

(10)、札幌市南区の「第2もなみ幼稚園」は、240名から140名へと、100名の減。

(11)、函館市の「函館大谷短期大学附属幼稚園」は、280名から230名へと、50名の減。

(12)、旭川市の「さくらおか幼稚園」は、170名から150名へと、20名の減。

(13)、上川郡上川町の「上川幼稚園」は、100名から70名へと、30名の減。

6ページ、(14)、苫前郡羽幌町の「まき幼稚園」は、135名から110名へと、25名の減を行うものです。

変更の理由についてですが、(9)の「菊水いちい幼稚園」、(14)の「まき幼稚園」については、「認定こども園移行のため」としており、平成26年4月より認可保育所の運営を開始するため、保育園児の受け入れを想定して幼稚園定員を減少するものです。

この2園を除く4園は、いずれも「地域における就園見込み幼児数の減少」のた

めです。

6園の合計でいいますと、定員1,125名を870名に変更するものであり、全体で255名の定員減となっております。

なお、いずれの幼稚園につきましても、教職員数、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしており、過去3年間の各園の実園児数の状況からも、定員減は妥当なものと考えております。

また、今回の定員減に対する影響についてであります。該当する市及び町における私立幼稚園の総定員は、総園児数に対して余裕があり、園児の収容に影響はない状況となっております。

変更時期は、いずれも平成26年4月1日からとなっております。

説明は以上です。御審議、お願いいたします。

【質疑応答】

○委員 「備考」欄に書いてあるのは実際の園児数ですね。実員が214名のところを230名にするのはわかるのですが、実員が78名なのに減らしても150名というのは理解できない。また、実際の園児数が19名しかいないのに園の定員を70人に減らすという計画もある。乖離が感じられて、本当にこの程度の定員減で大丈夫なのか不思議に思う。どのような基準で減を考えているのかお聞かせ願いたい。

○事務局 収容定員の減につきまして、毎年5月1日現在で、各幼稚園の実園児数を確認させていただいており、認可定員と実員に大きく差のある幼稚園については、定員を減らすことについて検討されたい旨の文書を出させていただいております。その結果、定員を減らすという決定をした申請が、今回の6件です。

定員減を検討した結果、教育内容をこれからさらに充実させて、今は実員は少ないけれども、もっと園児を獲得しようということを検討した結果、今の実員に合わせた定員ではなく、もう少し余裕を持った定員として、今回申請をあげている幼稚園もあります。

定員については認可事項で、正式に申請があったものをこちらで審査するので、「減らしなさい」とこちらで強制力を持って行えるものではありません。法人で検討した結果、今回申請があがってきているということになります。

(13)の上川幼稚園につきましては、現在の園児数が19名であります。私立幼稚園の設置認可基準で、幼稚園の最低定員は70名以上とするという北海道の認可基準がございます。このため、適正定員について検討していただく場合についても、70名以下に現行北海道では下げることができないので、上川幼稚園については、最低の70名としたところであります。

定員と実員の差が大きい幼稚園については、定員減の指導だけではなくて、日頃の運営状況ですとか、今後の運営について指導に努めてまいりたいと考えているところであります。

○委員 「菊水いちい幼稚園」の定員が200名から170名に減って30人の減となっておりますが、園児数は平成25年5月1日現在で185名で、180名を超えてますけれど、問題はないのでしょうか。

○事務局 「菊水いちい幼稚園」については、今回定員を減らす理由は「認定こども園への移行のため」としてあります。園舎の一部を保育所とし、認可を新たに受け、仕事をしている親の子どもを保育所の子どもとし

て受け入れるということを来年の春から始めます。今現在、幼稚園に
いる園児の中にも、仕事をしている方の子どもがいるので、今後は、
保育所の子どもとして受け入れる予定と聞いております。保育所の計
画について、来年の4月から、年齢別でいいますと、0才児が8人、
1～2才児が各11人、3～5才児が各10人、合計で60人の保育
所を運営すると聞いております。幼稚園と重複する3才から5才の保
育所の定員が30名ということですので、今回「菊水いちい幼稚園」
の定員減の30名の分は、保育所の子どもを受け入れる枠に振り替え
られるという形になります。

○委員 園児数のうち、10名とか20名が保育所に移行するというこ
とで
すね。

○事務局 そのとおりです。

○委員 「上川幼稚園」についてですが、4学級で70名となってい
ますが、
園児数が19名です。4学級を満たすような先生・職員をそろえてい
るのでしょうか。

○事務局 この4学級とあるのは、現行の園則で定めているのが4学級100
名
ということですので。その中には教職員の配置も書かれておりまして、
学級数が4学級であれば、教諭は4名以上置くことになっております。

ただし、実園児数が19名ですので、学級担任以外の先生について
は、補助教諭としてクラスに複数担任制をひいて補助に入っている場
合や、その中でも正規職員ではなくてパート職員として雇用するとい
う形にして、4名の教員を採用している状況です。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可とされた。)

(4) 私立幼稚園に係る廃止認可について

「函館大谷幼稚園に係る廃止認可（諮問番号第1157号(15)）」から「稚内カト
リック幼稚園に係る廃止認可（諮問番号第1157号(17)）」までについて、資料に
基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料7ページ、諮問番号第1157号(15)をご覧ください。

学校法人真宗大谷学園が函館市に設置している「函館大谷幼稚園」についてです。

同法人につきましては、函館市内で3園の幼稚園を設置運営しておりますが、その
うち「函館大谷幼稚園」について、園児数の減少により、幼稚園運営の継続が困難と
なったため、廃止の申請があったものです。

在園児15名のうち、この3月に卒園予定の2名を除く13名については、同法人
が函館市内に設置する「函館第三大谷幼稚園」に転園することとなっております。

また、教職員につきましても、同法人が設置する2園に異動予定となっております。

指導要録につきましては、「函館第三大谷幼稚園」にて保管することとなっております。

次に、諮問番号第1157号(16)、学校法人瑞穂学園が空知郡奈井江町に設置し
ている「みずほ幼稚園」についてです。これも園児数の減少により、幼稚園運営の継
続が困難となったため、廃止の申請があったものです。

在園児29名のうち、この3月に卒園予定の10名を除く19名については、平成
26年4月に開園予定の「奈井江町立認定こども園」に転園することとなっております。

また、教職員につきましては、全員が退職予定となっております。

指導要録につきましては、北海道総務部法人局学事課において保管することとしております。

資料8ページ、諮問番号第1157号(17)をご覧ください。

学校法人旭川カトリック学園が稚内市に設置している「稚内カトリック幼稚園」について、園児数の減少により、平成23年4月より休園しておりましたが、法人内で検討した結果、将来にわたり幼稚園の安定運営に必要な園児確保が困難として、今回、廃止の申請があったものです。

同園につきましては、平成23年4月1日より休園しており、在園児及び教職員はおりません。

指導要録につきましては、同学園法人本部で保管しております。

本日の諮問案件のうち、(16)の「みずほ稚園」を設置している「学校法人瑞穂学園」につきましては、当該幼稚園1園のみを設置運営しておりますことから、幼稚園の廃止に伴い、学校法人を解散する予定です。当該法人では、現在、財産処分等、解散に向けた準備を行っているところであり、準備が整い次第、解散認可申請が提出されることとなっております。このため、学校法人の解散認可申請につきましては改めてお諮りさせていただきます。

また、3園の廃止に対する影響についてであります。が、(15)の「函館大谷幼稚園」が所在する函館市における私立幼稚園の総定員は、総園児数に対して余裕があり、園児の収容に影響はない状況となっております。

(16)の「みずほ幼稚園」が所在する奈井江町では、今回の廃止により町内に私立幼稚園はなくなることとなりますが、先ほど説明したとおり町立の認定こども園を開設する予定であることから、園児の収容に影響はない状況となっております。

(17)の「稚内カトリック幼稚園」については、平成23年度より休園しており、稚内市内の私立幼稚園の受け入れ可能数に変更はないことから、園児の収容に影響はない状況となっております。

以上、幼稚園の廃止認可3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

8 その他

(1) 子ども・子育て支援新制度について

平成24年の通常国会で関連3法が議決され、平成27年度よりスタートする予定の「子ども・子育て支援新制度」について、この制度がスタートすると、幼稚園の運営方法も大きく変更となることから、その概要について資料に基づき説明した。

(出席委員からの質疑なし)

9 閉 会

以上をもって、平成25年度第2回北海道私立学校審議会を終了した。